

社団法人 東京都社会保険労務士会

中央支部会報

発行人 山崎紀雄 編集人 三木五郎

昭和46年11月15日

創刊号

主 張

社 労 士 法 改 正 を 急 げ

社会保険労務士法施行満3年を迎え、開業社労士の活動もようやく盛んとなってきたことはご同慶の至りであるが、半面、同法の不備、欠陥が社会保険労務士の間から湧沸として指摘され始めたことも否めない。

すなわち、まず第一に、われわれ社労士には、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士および弁理士と違い、なんら法定代理人としての権限が付与されていない点が指摘される。その身分は、クライアント（事件依頼人）の委託による準委任行為者（いわゆる任意代理人）に過ぎず、意思表示も、法定効果も全然認められていない、という致命的欠陥を負っている。それが、社労士の免許は「B級ライセンス」などと酷評される所以ともなっているのである。

換言すれば、弁護士法などという「非弁行為禁止」の条項がないため、クライアントや行政機関に対し、一片の代理権も専業権も有せぬ極めて弱い（民法上の無権代理、つまり代理に親しまない行為）という立場に置かれている関係上、世人は社労士を「代行屋」と呼び、もっぱら「使者」の域を出ない存在と見る風潮があり、社会的にさほど地位が評価されていない現状である。

第二の欠陥は、前記国免所持者のように開業者の加入すべき法定団体の条文も、加入義務の強制規定もないという、まことに珍妙、かつ全く野放

しの資格法であるという点である。故に、社労士は経済的基盤の確立も容易ではなく、他方、アウトサイダーが堂々と罷り通っている始末である。

第三に指摘される点は、労働争議不介入の原則である。そもそも、事業所の労働に関する相談等は社労士法第二条第三号に明記されているところであり、労働基本権の作用としての労使紛争に対し解決への助言と指導を行なうことは、社労士法制定の精神からもなんら抵触するものではなく、広義の労務管理の一環として社労士の当然の業務と解される。いな、広義の労務管理こそ、われわれ社労士の専門的領域であり、他の士の介入を絶対許さぬ限点の筈である。にも拘らず、これを禁ずることは士の片腕を奪うにひとしく、われわれをあえて無力の者たらしめる一因となっていることを、ここに力説するものである。

顧みてわれわれは、唯一の公的資格を持つ労務コンサルタントとして、士法第二条の第一号と第二号のみに専念するに留まらず、マクロの労務管理全般の指導と助言を進んで与えることこそ、共通の悲願であるとの自覚に立ち、まずみずから常に研鑽錬磨に努めるべきである。然らざる限りいつ迄も「代行屋」の冠称に甘んじ、また私設コンサルタント（無資格者）の跳梁を許すばかりとなろう。われわれは、上掲三点の法の不備につき、改正を急げと声を揃えて主張したい。（三木）

会 報 の 発 刊 を 祝 す

中央労働基準監督署長 千葉 一 男



(社)東京都社会保険労務士会
中央支部におかれては、先般来、
早大永山武夫教授の「日本経済と
中小企業」と題する研究会をご開
催になっておられるなど、発足以
来積極的に事業活動を推進してお
られるのでありますが、このたび更に活動の一環
として会報発刊の運びとなりましたことは、真に
時宜に適った企画と申すべく、ご創刊を心からお
慶び申し上げます。

私どもの労働基準行政は、ご承知の通り極めて

広汎多岐にわたっておりますので、行政の積極的
な推進を図って参るためには、皆様方社会保険労
務士各位の格別のご協力に俟つところ甚大であり
まして、今回の会報ご発行が各位の適正かつ円滑
な業務の遂行に多大の寄与をもたらすものと、今
から大いに期待申し上げている次第であります。

当面、この会報は年数回発行されるとのことで
ありますが、編集スタッフの方々の不断のご努力
により、その内容がいよいよ充実し、全国に誇示
し得る実効を確保し続けられるよう、ひたすら祈
念してやみません。(写真は千葉署長)

支 部 活 動 軌 道 に 乗 る

本年度支部事業計画は、幹事会で討議のうえ、
大要次の計画案と予算案を去る9月20日の月例
会で可決したが、支部こそすべての基盤であるとの
認識に立って、各位の一層のご協力を乞う。

1. 幹事会 第4回(12月2日)、第5回
(1月6日)、第6回(2月3日)、第7回(3月
3日)。いずれも5時30分から神田丸菱会館。

2. 月例会 第4回(12月10日、終了后忘
年会を開催。於明神会館)、第5回(1月17日、
東基局賃金課長の講演)、第6回(2月15日、
東基局業務課長の講演)、第7回(3月15日)。

3. 研究会 「日本経済と中小企業」(講師は
早大永山教授)を前後4回(10月13日、11
月19日、1月12日、2月15日)開催。場所
日本橋精養軒、時間午後2時から。乞ご出席。

4. 支部会報 本年度は2回(本号と明年2月
15日)発刊。編集方針は、本部会報との重複を
極力避け、中央支部としてふさわしいキャンペ
ーンを展開する一方、支部全会員の投稿や関係諸官
庁トップの方のご寄稿を順次掲載していく予定。
会報は支部会員にとり唯一の機関紙であり、世論
喚起の場でもあるので、奮ってご出稿下さい。

5. 実行予算 上記の各事業計画を円滑に推進
していくため、次の通り収支予算案を可決した。

収 入 の 部

項	目	予算額	摘 要
本部交付金	交 付 金	342000円	76名×500円×9カ月
事業収入	研究会費	120000	36名×1000円×4回
雑収入	雑収入	-	-
合	計	462000	

支 出 の 部

項	目	予算額	摘 要
会議費	総 会 費	-	
	幹 事 会 費	51800円	7,400円×7回
	月 例 会 費	42000	7,000円×6回
事務費	旅費交通費	7000	月 1,000
	印 刷 費	21000	月 3,000
	通 信 費	14000	月 2,000
	図書資料費	7000	月 1,000
	調査研究費	7000	月 1,000
	雑 費	7,000	月 1,000
事業費	研 究 会 費	164,000	41,000円×4回
	会 報 費	30,000	15,000円×2回
	懇親会費	50,000	
予備費	予 備 費	61200	
合	計	462000	

中央支部の歩み

本年6月25日、全都の開業社会保険労務士が日経ホールに多数参集し、資質の向上と業務の円滑なる遂行を期し、以てその社会的地位の高揚を図るため、社団法人東京都社会保険労務士会設立総会を開催、同日発足した。そして、東京18労基署を単位とする各支部の結成が要請され、当支部でも中央労基署の所轄（千代田、中央両区）管内での開業社労士81名を結集して支部を創立、以来こんにち迄いくたびかの会合、研究会などを積み重ねて会員の連帯意識および親睦と資質のレベルアップに牛歩ながら前進してきたのである。

ところで、当会の特長は当時のマスコミにも採りあげられた通り、全会員が発起人であるという点で、真に自発的・民主的な団体として絶えざる自己啓発と事業活動により自己の地位を高めようとするところに期待がこめられている。このことは、とりも直さずわれわれ支部活動の在り方いかんがその原動力というを得よう。その意味で、明日へのまい進のために、過去4カ月の歩みを振り返ってみることとする。（石原、小山、永瀬記）

7月 2日 正副支部長会 於小山事務所
6日 幹事会 於あづまや 各分担者選出
12日 正副支部長会 於小山 総会案内状
16日 “ “ 総会出席方督促
20日 支部設立総会（35名）於日本閣
26日 総務連絡会 於小山 アンケート他

7月 28日 正副支部長会 於小山 会費納入他
8月 26日 “ “ 予算その他
9月 1日 正副支部長諸官庁へ挨拶
6日 正副支部長会 於小山 名札揭示他
8日 総務連絡会 “ 幹事会文書発送
17日 第2回幹事会 於丸菱会館
20日 第1回月例会 “ 事業計画案
25日 中央署訪問 支部事業計画説明
28日 中央署訪問 名札揭示板説明
29日 総務連絡会 於小山 研究会通知他
30日 名札設置実行委員会 於小山 発注
10月 1日 正副支部長会 於小山 忘年会他
4日 名札設置実行委 中央署へ申請
6日 “ 飯田橋署へ申請
7日 第3回幹事会 於丸菱
13日 第1回研究会（30名）於精養軒
18日 名札実行委 中央署へ設置認可書
19日 第2回月例会（25名） 於丸菱
20日 総務連絡会 於小山 名札申込書他
28日 正副支部長会 於小山
11月 4日 第4回幹事会 於丸菱
15日 名札揭示板除幕式、第3回月例会

生后4カ月、まだ乳離れもしないわれわれの会の発展のために、関係諸官庁の旧に倍する温かいご支援と会員のより固い結束ならびに諸行事への積極的参加を重ねてお願いします。（幹事一同）

一言 登 壇

木を見ずして森を語るな

新団体発足後4カ月がたち、支部活動も順調に進展していることは喜ばしい限りであるが、私はかって「凡人に非凡なことをさせるのが組織の目的である」という言葉のある本で読み、深い感銘を受けたことがある。支部報発行に当り、この会も是非そうあってほしいものである。

個々の会員を取り巻く諸条件が異なっている以上、会のあり方についての様々な要求や批判が出

されるのは当然かも知れぬが、枝葉はさておき、会の目的である会員の資質向上という幹について明確な認識を深め、絶えずその原点に立ち返って事に処すべきだと自分に言い聞かせている。何が正しく、何がより望ましいかという分析に立ち、状況に応じ最善のものが不可能なら、次善のものを追求し、少なくとも「木を見ずして森を語る」の愚を犯してはならないと思う。私は先輩各位のご指導を仰ぎ、当会を中心に大空に飛翔したい、そんな願いをこめてペンを執りました。（永島）

全 会 員 の 寄 稿 を

思うに、昭和43年社労士法が制定され、我々の存在が社会的に目を向けられ、諸官庁も活躍を認め始めたことは、ご同慶の至りである。その一例として、中央労基署に都内二番目の名札掲示板が設置された。こんご、ますます複雑多岐が予想される社会状況の中で、我々が潤滑油の役割を果たし、事業所の相談相手、いやリーダーシップをとることが、お互いの社会的、経済的地位を高める途だと考える。なお、会報には全会員が必ず一度は寄稿義務のあることを付記する。(鴨志田)

人目を引く会報たれ

世界は激動し、社会は著しい進歩をとげつつある。その中で、独り陰の力となっていた社労士業が、戦后20余年たった今、ようやく陽の目を見るに至った。それだけに、私たち社労士にかけられた明日への期待は大きく、また峻しいものといわねばなるまい。誇り高きわが中央支部会員が熱と夢とを以て書き綴る中央支部会報こそ、我が心の支えになるとともに、やがて日本全土の社労士の進路に赤々と一点の光明をともし存在となしてほしいと思う。編集諸子のご苦労多謝。(山根)

創 刊 に 寄 せ て

開業社労士が小異を捨て大同についた今日、私達は何をなさねばならないかといえば、まず会員相互の意思疎通を図ることだろう。その意味で、この会報の刊行は極めて意義ある企画だと思う。

青天のへきれきにもひとしいニクソン声明によって、わが国産業の受ける影響は測り知れぬものがあるが、特に中小企業はひとつの転機に立たされたといって決して過言ではない。労務管理面においても、こんご私達社労士の活動分野はさらに広汎なものとなろうが、この秋に当り、支部全会員のコネクションパイプとしての役割と情報伝達の機関として成長することを切に祈る。(柏木)

「こうがい」に思う

ことしも公害で暮れていくことだろう。ダレも

カレも公害を口にするので、口書ではないかと嘆かれる位である。私達を信頼してくれる会社幹部に誤まった言葉をいってはならない。社長にへつらうことなく直言できるのは、私達の立場であるが、「こうがい」という言葉は悲憤慷慨と使われる。過日会員にあったとき、会のあり方に慷慨していたが、慷慨ばかりしていず、まず私達の会の成長に励み、この会こそ実のあるものとして、公害ならぬ、口害を起さぬよう努めたい。(真許)

支 部 こ そ 基 軸

さる日の東京都社労士会結成当時、18支部が設立されたことについて、私は少し多すぎはしないかと心配した。ところがその後の各支部の運営ぶりを見て、いろいろの意味で「支部こそ基軸」だと痛感している。支部運営を活発にするには、さまざまな要素があるだろう。私は、支部が一部会員に牛耳られないこと、会員に発言の機会を十分に与えること、そして会員が責任を以て会費を納めること、の三点が一番大切だと思っている。

支部会報は、これらの諸点を達成するために重要な役割をになっているほか、東京会や連合会の発展に大きな影響を与えるものとして注目され、また中央支部会報が「支部こそ基軸」という中央支部運営の本領発揮に役立ってほしい。(山崎)

あ せ ら ず い こ う

われわれ社労士のお客さんは前近代的遺物のような石頭のワカランチンが多く、労務管理指導の際まず人情論を前座にヤンワリ説得に取り掛るしだい。本来は経営と労働の両面から問題解決をすべきなのだが、スポンサーがこのガンコオヤジときてはそれも叶わず、まあ焦らずいくか。(岡崎)

会員訃報 三枝清次氏(支部監査)は11月3日脳溢血により急逝。享年60才、謹んでご冥福を祈ります。(喪主 俊一氏)

発 行 所

(社) 東京都社会保険労務士会 中央支部
東京都中央区日本橋人形町 2-3 (須貝ビル)
電話 (669) 0677